

第2期 知床世界自然遺産地域 多利用型統合的海域管理計画(案)

計画の概要

- ➡【経緯】世界遺産委員会及び国際自然保護連合(IUCN)の勧告 → H19に第1期計画策定
- ➡【内容】保護管理の基本的な考え方や保護管理措置の対応方針などを明示
- ➡【策定主体】環境省、北海道

見直しの背景・経過

- ➡ 第1期計画(計画期間H19~H24)の終了に伴う見直し
- ➡ 知床海洋生態系のモニタリング結果を踏まえ、第1期計画の基本的な考え方を堅持しながら、海洋環境の変化等に対応する
- ➡ 知床世界自然遺産地域科学委員会海域ワーキンググループでの検討(H23. 2~)
- ➡ 計画の素案について、パブリックコメント、地元説明会の実施(H24. 12)

第2期 多利用型海域管理計画(案)の概要

◆目的と基本方針

<目的>

知床世界自然遺産地域内の海域における海洋生態系の保全と、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的とする

海洋生態系の保全

両立

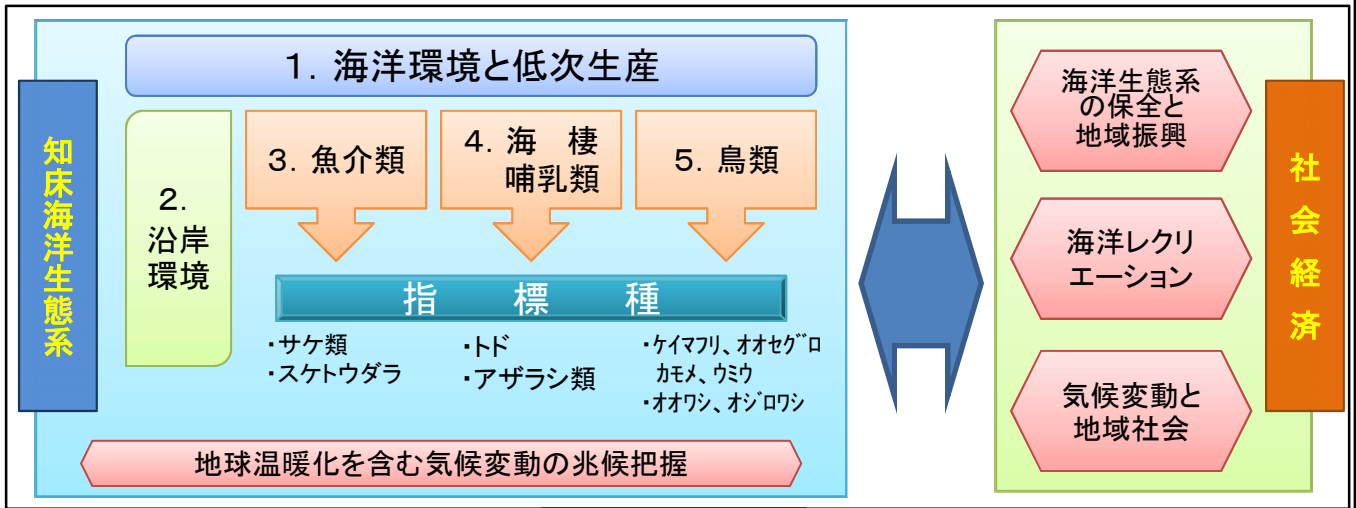
安定的な漁業の営み

<基本方針>

- 海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業に関する法規制、海洋レクリエーションに関する自主的ルール、漁業に関する漁業者の自主的管理を基調とする
- 海洋生態系の保全の措置、主要水産資源の維持の方策及びそれらのモニタリング手法を明らかにし、それらに基づき適切な管理を進める
- 海洋生態系の保全が地域経済に与える影響を明らかにするため、生態系サービスが地域社会にもたらす恩恵を把握する

◆保護管理等の考え方

- 知床の海洋生態系は多種多様な生物により構成されており、こうした複雑で将来予測が不確実な生態系については、順応的管理の考え方に基づく管理を行う
- 知床の海洋生態系を5つの構成要素に分類し、また、構成要素の中から特徴的なものを「指標種」として位置付け、継続的な保護管理等を実施
- 漁業、観光に関わる社会経済的な動態を把握し、知床の海洋環境や海洋生態系の保全と経済活動の連関、変動を注視するとともに、地球温暖化を含む気候変動を監視



保護管理措置等

◇知床海洋生態系

- 1. 海洋環境と低次生産 → 調査・モニタリングにより海洋生態系の変化の予測に努め、その結果を海洋生態系の保全及び持続的漁業の営みのために活用
- 2. 沿岸環境 → 各種法制度に基づく海洋汚染の防止措置や自然景観保護のための巡視、漂流・漂着ゴミの清掃などを実施
- 3. 指標種 → 指標種を対象としてモニタリングを行い、順応的管理の考え方に基づいた継続的な保護管理を実施

ア サケ類

- ・自然産卵遡上の確保、河川工作物による産卵遡上障害を実行可能な範囲で回避
- ・漁業法等に基づく適切な資源管理や、人工ふ化放流事業による持続的な資源利用の推進

イ スケトウダラ

- ・TAC制度や漁業者の自主的取組による適切な管理と持続的な利用の推進
- ・ロシアとの情報交換や必要な働きかけの実施

ウ トド

- ・科学的な検討に基づく適切な管理による漁業被害の軽減と個体群の維持

エ アザラシ類

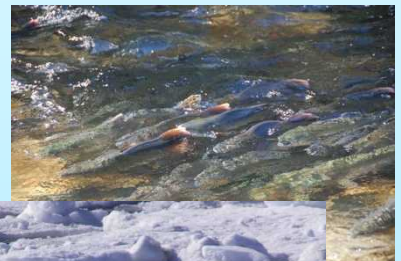
- ・生息実態や漁業被害の調査の実施
- ・鳥獣保護法に基づく適切な保護管理の実施

オ ケイマフリ・オオセグロカモメ・ウミウ

- ・鳥獣保護法に基づく適切な保護管理の推進や海域利用による悪影響の軽減

カ オオワシ・オジロワシ

- ・種の保存法、文化財保護法等関係法令に基づき厳格な保護管理の実施



◇社会経済

- 4. 社会経済 →
 - ・海洋生態系が地域にもたらす便益を把握し、適切な管理措置推進
 - ・自主ルール徹底による適切な海洋レクリエーション利用の維持
 - ・地球温暖化を含む気候変動に適応したルール等の見直し

◆管理体制と運用

- 環境省や北海道、関係機関が密接な連携協力のもとに、それぞれが取り組んでいる保護管理措置等を推進
- 各種保護措置の結果など計画の進捗状況については、情報の公開と共有化を図り、必要に応じて知床世界自然遺産地域科学委員会から助言を得る
- 計画期間は平成29年度までとし、その後も概ね5年ごとに見直し